

公 告

『災害時における災害応急対策業務に関する協定』締結の公募

次のとおり協定締結を希望する関係者を公募します。

協定の締結を希望する者は、下記により技術資料を作成し提出をお願いします。

技術資料を提出した者の中から条件を満たす者と協定を締結することとします。

なお、本協定締結の公募は、工事発注ではありませんので、現場説明資料の送付及び入札は行いません。

本協定の締結者は、関東地方整備局が実施する総合評価落札方式の競争入札において、企業の技術力で「地域貢献度（災害協定等の有無）」の項目で加算評価されます。また、当該協定に基づき契約し、災害応急対策業務（防災訓練を除く）を行うと「地域貢献度（災害協定に基づく活動実績の有無）」の項目に加算評価されます。

令和5年11月30日

国土交通省関東地方整備局
宇都宮国道事務所長

吉田 幸男

記

1. 協定の概要

- (1) 名称災害時における災害応急対策業務に関する協定
- (2) 目的本協定は、国土交通省関東地方整備局宇都宮国道事務所が管理又は工事中の施設等（以下「所管施設」という。）が地震・大雨・大雪等の異常な自然現象及び予測できない災害等の発生又は発生の恐れがある場合において、発生した災害に関する早期情報収集、災害業務及び除雪作業に関し必要な事項を定め、甲乙双方が協力して災害の拡大防止と所管施設の早期復旧に資することを目的とする。
- (3) 内容協定書（別添－1）（別添－2）及び協定区間図（別添図）は別添資料のとおり
- (4) 期間令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

2. 応募資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における令和5・6年度一般競争（指名競争参加資格業者のうち一般土木工事、維持修繕工事、アスファルト舗装工事、造園工事又は橋梁補修工事のいずれかに認定されている者であること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者につい

ては、手続開始の決定後、関東地方整備局長（以下「局長」という。）が別に定める手続きに基づく一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）

- (3) 会社更生法に基づき、更正手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（（2）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 栃木県内又は茨城県内に建設業法に基づく本店、支店、営業所又は拠点（資機材・人員等の基地）を有すること。
- (5) 平成20年4月1日以降に、栃木県内又は茨城県内で元請けとして完成・引渡し完了した道路工事における一般土木工事、維持修繕工事、アスファルト舗装工事、造園工事又は橋梁補修工事のいずれかで、受注金額が2,500万円以上の施工実績を有すること。（共同企業体構成員としての施工実績は、出資比率20%以上の工事に限る。）
- (6) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3. 技術資料の作成及び提出に関する事項

- (1) 技術資料の作成は次表のとおりとする。

記載事項	内容に関する留意事項
1) 工事の施工実績 [様式-1] [様式-2]	① 平成20年4月1日以降に栃木県内又は茨城県内で元請けとして完成・引渡し完了した道路工事における一般土木工事、維持修繕工事、アスファルト舗装工事、造園工事又は橋梁補修工事のうち受注金額が2,500万円以上の施行実績で代表的なものを1件記載すること。 ② 可能な限り国土交通省発注工事（成績60点未満のものを除く）から選定すること。 ③ 共同企業体構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の工事に限る。 共同企業体にあつては、構成員のうち1社が元請けとして①の施工実績を有すること。 ④ 施工実績（2,500万円以上）は、工事名、発注機関名、施工場所、契約金額、工期、受注形態等の他、工事概要を様式-2に記載すること。 ⑤ 施行実績は、可能な限りCORINSに登録されている工事から選定し、CORINS登録の写しを添付する。CORINS登録されていない工事は、

	<p>様式－２に記載した工事に係わる契約書の写しを必ず提出すること。（工事名、発注機関名、施工場所、契約金額、工期、発注者、請負者の確認できる部分のみでよい。）</p> <p>⑥ 施工実績が確認できない場合は協定を締結しない。</p>
<p>２）協定締結希望区間と希望理由</p> <p>[様式－３]</p>	<p>① 協定締結の希望区間（希望順位をつけ３区間）を協定区間図（別添図）を参考に記載すること。</p> <p>② 「代表参集場所の住所」の欄に使用目的を記載すること。</p> <p>③ 代表参集場所から上記①希望区間の中央付近の目標物までの移動距離を記載すること。</p> <p>④ 上記の様式－３で記載した代表参集場所の所在地を平面図又は道路地図等に記載し提出すること。（別図参照）</p> <p>⑤ 代表参集場所の敷地見取り図、状況写真を添付すること。</p> <p>様式は任意とする。</p> <p>⑥ 代表参集場所の確保ができない場合は協定を締結しない。</p> <p>※代表参集場所とは、自社、協力会社の本店、支店、営業所の勤務地又は、拠点（資機材・人員等の基地）とする。</p> <p>なお、恒常的に契約している協力会社、リース会社の建設機械又は資材保管場所等も含めてもよいものとする。</p> <p>ただし、協力会社、リース会社の拠点等を代表参集場所とする場合は、協力会社、リース会社との協力体制を示す契約書類の写し、又は協力関係を証明する資料を必ず添付すること。</p> <p>※代表参集場所は協定期間中継続的に確保できるものに限る。</p> <p>※代表参集場所が複数ある場合は、希望協定区間毎に、代表参集場所を１箇所定めること。</p> <p>※上記③の参集場所から希望区間までの移動距離は、公道を用いた最短距離を記入すること。</p>

<p>3) 他機関との災害応急対策に関する協定又は契約の締結状況</p> <p>[様式－4]</p>	<p>① 他の公共機関との間において、宇都宮国道事務所と同様若しくは類似する災害協定又は契約の締結状況を記載すること。</p> <p>② 締結している場合（締結手続き中のものも含む）は、協定又は契約別、名称、締結機関名並びに有効期間を記載すること。 なお、複数締結している場合は、全てを記載すること。</p> <p>③ 協力要請が重複した場合の各機関への協力の優先順位を記載すること。</p> <p>④ 他機関からの協力要請と重複した場合であっても宇都宮国道事務所へ協力することができる理由を記載すること。</p> <p>⑤ 記載様式は様式－4とする。</p> <p>⑥ 記載した協定書又は契約書の写しを提出すること。</p> <p>⑦ 優先順位が低い場合であっても、宇都宮国道事務所へ協力できる体制が確保されない場合は協定を締結しない。</p>
<p>4) 災害要請時に提供可能な建設資機材の状況 ※「災害要請時」とは、特に、宇都宮国道管内で震度6弱以上、東京都23区内で震度6弱以上の地震発生時を想定している。上記以外の災害は、大雨・大雪での要請を想定している。</p> <p>[様式－5]</p>	<p>① 災害要請時に提供可能なクレーン類、運搬車類、掘削機類、その他（排水ポンプ、除雪機械、モータグレーダ、小型ホイローダー、等）及び備蓄資材（砕石、土砂、H鋼、敷き鉄板、土嚢、トン土嚢等） ※「災害要請時」とは、特の保有状況を記載すること。</p> <p>② 記載内容は、建設資機材毎に名称、規格、数量、所有者（自社・リース会社を区別する）、保管場所を記入すること。</p> <p>③ 他機関からの協力要請と重複した場合であっても宇都宮国道事務所へ提供できる資機材を”◎”で示し、提供可能な数量を記載すること。</p> <p>④ 協力要請時に宇都宮国道事務所の災害応急対策業務へ提供可能な資機材を確保している理由や提供可能な態勢を記載すること。 ※保管場所及び建設資機材は、協定期間中に宇都宮国道事務所の災害応急対策業務に継続的に確保できるものに限る。</p>

	<p>⑤ 記載様式は様式－５とする。</p> <p>⑥ 上記②の保管場所を表示した図面を、「別図：技術資料補足図面」を参照して作成すること。</p> <p>※別図：技術資料補足図面」の地図は一般的に入手可能な地図用いること。但し、国道の位置、希望する区間位置など必要な事項は、下記の注意事項を理解し、漏れなく記載すること。</p> <p>※様式－５の建設資機材保管場所、様式－６の参集場所の所在地は、なるべく一つの図面に記載すること。１枚の図面に収納ができない場合は、複数図面でもよい。その場合は、それぞれの図面で重なる目標物を共通に記載すること。</p>
<p>５）災害要請時の人員配置及び参集場所の状況</p> <p>※「災害要請時」とは、特に、宇都宮国道管内で震度６弱以上、東京２３区内で震度６弱以上の地震発生時を想定している。</p> <p>上記以外の災害は、大雨・大雪での要請を想定している。</p> <p>[様式－６]</p>	<p>① 災害要請時に可能な技術者（土木施工管理技士等の資格を保有し監督出来る者）、作業員、オペレータの確保員数及び左記の技術者の参集場所までのおおよその参集時間、及び参集場所の所在地を記入すること。</p> <p>※参集場所は、様式－３で記載している代表参集場所とすること。</p> <p>② 配置人員は、協定期間中、協力要請時に宇都宮国道事務所の災害応急対策業務のために協力できる、自社、協力会社の人員とするが、他機関との要請が重複する場合は、総参集者数と宇都宮国道事務所協力可能な人員数を分けて記載すること。</p> <p>※人員は協定期間中に継続的に確保可能人数とすること。</p> <p>③ 様式－６の【協力要請時に宇都宮国道事務所に協力可能な人員を確保できる理由】の欄には、平日及び夜間・休日における災害要請時において、宇都宮国道事務所の災害業務に協力できる人員確保がされている状況や他の協定機関との重複している場合でも人員を確保できている状況を説明すること。</p> <p>④ 記載様式は様式－６とする。</p> <p>⑤ 上記①の参集場所を表示した図面を「別図：技術資料補足図面」を参照して作成すること。</p> <p>※ 様式－５の建設資機材保管場所と様式－６の参集場所の所在地は、なるべく一つの図面に記載</p>

	<p>すること。但し、建設資機材保管場所と参集場所が煩雑になる場合は、分けて作成してもよい。また1枚の図面に収納ができない場合は、複数図面でもよい。その場合は、それぞれの図面で重なる目標物を共通に記載すること。</p> <p>⑥それぞれの希望協定区間と代表参集場所がそれぞれ違う場合は、希望協定区間毎に「別図：技術資料補足図面」を作成してもかまわない。</p> <p>※別図：技術資料補足図面」には、所在地が理解しやすいように、国道の希望する区間位置、公共物（学校、交番、病院等）、交差点名、公共構造物（橋梁など）等の目印を記載すること。また図面の方位（北向き）も記載すること。</p>
--	---

(2) 技術資料の提出

- 1) 技術資料の様式は宇都宮国道事務所HP（※）からダウンロードより、入手すること。
 - ※HPアドレス：<https://www.ktr.mlit.go.jp/utunomiya/>

技術資料1式（公募文、協定書（別添-1，別添-2）、協定締結区間図（別図）、表紙・様式-1～様式-6、別図（技術資料添付図面）を入手。
- 2) 技術資料は、次に記載する受付期間及び受付場所に持参または郵送（書留郵便等の配達記録が残るもので受付期間の消印有効）として下さい。

また電子メールでの提出は、不着の恐れがあるため、宇都宮国道事務所管理第二課あてに必ず電話で、着信確認を行って下さい。

 - ・受付期間：令和5年11月30日から令和6年1月19日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日の8時30分から17時15分まで。
 - ・受付場所：〒321-0931 栃木県宇都宮市平松町504
関東地方整備局宇都宮国道事務所管理第二課（担当：吉田）
TEL 028-639-5256（管理第二課課直通）
 - ・電子メール送付先：宇都宮国道事務所管理第二課
メールアドレス：ktr-ukoku-kanri2@mlit.go.jp
- 3) 提出資料は表紙を1頁とした通し番号を付するとともに全頁数を表示すること。
（頁の記載例：1/〇〇～〇〇/〇〇）
- 4) 提出資料と合わせて入力データを電子媒体（CD）又は電子メールで提出すること。
- 5) 申請書類のファイル形式は、以下によること。
 - ・Microsoft Word（Word2013形式以降のもの）
 - ・Microsoft Excel（Excel2013形式以降のもの）
 - ・Just System一太郎（Pro3形式以降のもの）

・ Adobe Reader PDFファイル

6) 提出資料は、全てを一つのデータにまとめ、契約書印等があるものや図面等については、スキャナ等で読み込みPDFファイル化もしくは本文に貼り付け、容量が10MB以内として下さい。

表紙・様式-1～様式-5・別図「技術資料補足図面」については、①でダウンロードしたデータ（エクセルファイル）で提出すること。

その他添付資料はPDFファイルとすること。なお、10MBを超える場合は、Zip形式又はLzh形式により圧縮（自己解凍形式は除く。）とせず、CD、DVDなどへ保存して持参又は、宅配便で確実に着信できるように提出下さい。

4. 技術資料の審査に関する事項

技術審査における審査事項及び選定の着目点は次のとおりとする。

審査項目	選定の着目点
1) 工事の施工実績	① 平成20年4月1日以降に栃木県内又は茨城県内で元請けとして完成・引渡し完了した道路工事の一般土木工事、維持修繕工事、アスファルト舗装工事、造園工事又は橋梁補修工事の施工実績の発注機関、最終受注額（2,500万円以上）並びに施工規模を審査する。 ② 工事实績が無い場合は協定を締結しない。
2) 協定締結希望区間の希望理由	① 協定締結希望区間の希望理由を審査する。 なお、協定を締結する担当区間は、希望理由のほか、他の技術審査項目の内容を勘案し決定する。 ② 参集場所から実施希望区間までの移動距離を審査する。
3) 他機関との災害応急対策に関する協定又は契約の締結状況	① 協定又は契約の締結合計数と宇都宮国道事務所への協力の優先順位を審査する。 ② 他機関からの協力要請と重複した場合における宇都宮国道事務所に協力するための体制を審査する。 ③ 宇都宮国道事務所への協力優先順位が低い場合で、宇都宮国道事務所へ協力できる体制が確保できないと判断された場合は協定を締結しない。
4) 協力要請時に提供可能な建設資機材の状況	① 提供可能な建設資機材（自社、協力会社、建設機械においてはリース会社含む）について、各種機械類毎の合計台数、各種資材の数量、自社保有率を審査する。 ② 他機関からの協力要請が重複した場合であっても宇都宮国道事務所に提供できる資機材の種類及び数量を審査する。

	<p>③ 他機関からの協力要請と重複した場合における国道事務所に協力するための資機材提供の体制を審査する。</p> <p>④ 宇都宮国道事務所への資機材提供が不明確な場合は協定を締結しない。</p>
<p>5) 協力要請時の人員配置及び参集場所の状況</p>	<p>① 技術者、作業員、オペレータの出動可能人員（自社、協力会社を含む）について、出動するために参集する人員数、技術者、作業員、オペレータの構成、並びに自社比率を審査する。</p> <p>② 他機関からの協力要請と重複した場合における宇都宮国道事務所配置できる人員の構成及び人数を審査する。</p> <p>③ 他機関からの協力要請と重複した場合における宇都宮国道事務所協力するための動員体制を審査する。</p> <p>④ 宇都宮国道事務所への人員配置が不明確な場合は協定を締結しない。</p>

5. 協定締結に関する事項

(1) 協定締結者の選定方法

1) 協定締結者の選定は、提出された技術資料を基に下記の技術審査の各項目を総合的に判断するものである。

なお、技術資料に欠落があり、審査の着目点に記述した項目の審査が出来ない場合は、協定を締結しない。

また、他の公共機関と協定若しくは契約を締結している場合で、宇都宮国道事務所への協力優先順位が低く、協力できる体制確保ができないと判断された場合は協定を締結しない。

(技術審査項目)

- ・ 工事の施工実績
- ・ 協定締結希望区間の希望理由
- ・ 他機関との災害応急対策に関する協定又は契約の締結状況
- ・ 協力要請時に提供可能な建設資機材の状況
- ・ 協力要請時の人員配置及び参集場所の状況
- ・ 参集場所から希望区間までの距離

2) 協定を締結する担当区間は、技術審査項目2)の希望理由のほか、他の技術審査項目の内容を勘案し決定するものである。

対象区間に多数の希望者が集中した場合、必ずしも希望区間の要望に沿えないことや、希望者が不在の区間においては、希望区間外でも協議の上、担当いただくこともある。

また、1つの区間に複数社と協定を締結することもある。

更に、必要により、協定の区間割りや区間延長を変更する場合は、協議の上変更

する場合もある。

3) 提出した技術資料についてヒアリングを実施する場合もある。その際には、別途日時等について連絡を行うものとする。(令和6年1月下旬予定)

(2) 協定締結者への通知

- 1) 「災害時における災害応急対策業務に関する協定」の選定者には、書面により宇都宮国道事務所長から通知する。
- 2) 通知は、令和6年1月下旬頃、郵送にて発送予定である。

6. 非選定理由に関する事項

- (1) 技術資料を提出した者のうち協定締結者として選定しなかった者に対しては、選定しなかった旨とその理由(非選定理由)を書面により宇都宮国道事務所長から通知する。
- (2) 上記(1)の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定する行政機関の休日(以下「休日という。’)を含まない。)以内に書面により、宇都宮国道事務所長に対して非選定理由の説明を求めることができる。
- (3) (2)の書面の受付窓口、受付時間は次のとおりである。
 - ・ 受付窓口：関東地方整備局宇都宮国道事務所管理第二課(担当：吉田)
〒321-0931 栃木県宇都宮市平松町504
TEL 028-639-5256(管理第二課直通)
 - ・ 受付時間：土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日の8時30分から17時15分まで。
- (4) (2)の書面は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (5) (2)の非選定理由について説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日(休日を含まない。)以内に書面により回答する。

7. 実施上の留意事項

- (1) 技術資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (2) ヒアリングの低減に向け、技術資料は正確、丁寧にわかりやすく記載すること。
- (3) 提出された技術資料は、協定締結者選定の目的以外で使用することはありません。
- (4) 技術資料に虚偽の記載をした者は、技術審査の対象としないとともに、協定締結後は協定を無効とする。
- (5) 提出期限日以降の技術資料の差し替え及び再提出は認めない。
- (6) 提出された技術資料は返却しない。
- (7) 本送付資料は、技術資料作成以外の目的で使用しないこと。
- (8) 技術資料の作成に関する問い合わせには応じるが、他社からの技術資料の提出状況、資料の内容等の問い合わせには応じない。なお、問い合わせ先は次のとおりとする。

〒321-0931 栃木県宇都宮市平松町504

関東地方整備局宇都宮国道事務所管理第二課(担当：吉田)

TEL 028-639-5256 (管理第二課直通)

8. その他

当事務所は、首都直下地震が発生した場合、国道357号と他高速道路等を利用した東方向から都心に向けたルートを、まずは緊急車両が通行可能かの「道路緊急パトロール」を行い、次に緊急車両の通行のための「道路啓開」を実施する責任事務所となっている。

協定を希望する者は、宇都宮国道事務所管内はもとより、首都直下地震時等、都区
内震度6弱以上では、都内に向けた国道357号等の道路啓開の対応をお願いすることになるため、ご理解の上、技術資料の提出にご協力をお願いします。—